

# 居宅介護支援事業重要事項説明書

医療法人 宏仁会

介護支援センター むつみの園

指定居宅介護支援事業所

## 重要事項説明書

あなたに対する指定居宅介護事業の提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1. 事業者概要

事業者名称	医療法人 宏仁会
法人種別	医療法人
代表者名	理事長 松浦隆彦

### 2. ご利用事業所

介護保険法令に基づき岡山県知事から指定を受けている事業所名称（事業所番号）	医療法人 宏仁会 介護支援センターむつみの園 指定居宅介護支援事業所 3373200025
所在地	岡山県高梁市成羽町下原1004-1
電話番号	(0866) 42-2767
通常事業の実施地域	高梁市成羽町

### 3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	私たちは、長い人生を歩んでこられた高齢者の方々が住み慣れた居宅で安心して生活できる介護・快適な生活環境と生活意欲を高める介護支援を提供し、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。
運営の方針	①生活意欲の向上 利用者の身体的、精神的活動能力を生かしながら、自立援助を図り、生活意欲を自発的に出していただけよう、ハイレベルの介護支援プランを提供させていただきます。
	②利用者の学び場の提供 利用者が福祉制度の仕組みや福祉サービスの実状を知っていただき、利用者として最大限の介護サービスが活用できるよう、福祉に関する情報を提供いたします。
	③自己決定の尊重 利用者に選択可能なサービスの内容を事前にお知らせし、利用者のニーズを重んじご自身の意思決定を尊重した介護支援を提供いたします。
	④快適な居住環境整備への協力 利用者が居住する住宅の生活しやすい生活環境を考え、健康で快適な居住環境の向上を図るため各種の支援をさせていただきます。
	⑤地域福祉への貢献 利用者やご家族から信頼される介護支援専門員として、絶えずスタッフの資質の向上に努め、高齢者福祉の分野での共生文化の創造に励み、成熟した福祉生活の構築に努力してまいります。

当事業者が、あなたに提供するサービスは、以下のとおりです。

#### 4. 提供するサービス

##### 居宅サービス計画の作成

\*サービス計画までの手順は次の通りです。

- ・ご自宅を訪問し、あなたやご家族からお話を伺います。
- ・あなたの了解を得て、主治医の方に意見をお尋ねすることがあります。
- ・介護支援専門員を中心にサービス担当者会議を開いて検討します。  
やむをえない事由で開催ができない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、ご利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。
- ・サービス計画の内容、利用料、保険の適用など一切をご説明し、了解を得ます。

##### 情報の提供

- ・要介護認定の更新申請、変更の代行申請
- ・居宅サービス事業者との契約締結に関する必要な援助
- ・関連事業者等の連絡調整

##### 課題分析およびモニタリングの実施方法

厚生労働省が定める課題分析標準項目に準じた課題分析を行います。その後、少なくとも月1回はご利用者の居宅を訪問し、ご利用者と面談の上サービスの利用状況、目標に向けた進行状況、生活上の変化などを確認させていただき記録します。また、ご利用者の状態が安定しているなど、一定の要件を満たした上で、ご利用者の同意およびサービス担当者会議で主治医、担当者その他の関係者の合意が図られた場合、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことができます。その際は、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集します。  
なお、少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問します。

##### 給付管理表の作成・提出

- ・毎月、岡山県国民健康保険団体連合会へ提出し、サービスをチェックします。
- (1) このサービスの提供にあたっては、あなたの要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。
  - (2) サービスの提供は懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明をします。もし分からないことがあったら、いつでも担当職員にご遠慮なく質問して下さい。
  - (3) 公正中立な支援について

あなたの意思に基づいたサービスを受けていただくため、居宅サービス計画の作成にあたっては、担当の介護支援専門員に対し複数の指定居宅サービス事業者の紹介を求める事が出来ます。また居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス事業者の選定理由の説明をいつでも受ける事が出来ます。

#### 5. 担当の職員

・あなたを担当する介護支援専門員は（ ）です。

- (1) 職員は、常に身分証明証を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求め下さい。

#### 6. 担当職員の変更

あなたはいつでも担当の職員の変更を申し出ることができます。

その場合、変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。

当事業者は、担当の職員が退職する等正当な理由がある場合に限り、担当の職員を変更することがあります。その場合には、事前にあなたの了解を得ます。

#### 7. 医療機関に入院する場合のお願い

あなたが病院又は診療所に入院する場合には、あなたの居宅における日常生活上の能力や利用していた指定居宅サービス等の情報を入院先医療機関と共有することで、あなたが退院されるときに、円滑な在宅生活への移行を支援することにもつながりますので、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるようご協力をお願いします。日頃から介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管することをおすすめします。（入院時の5つのお願い文書をお渡しします）

## 8. 利用料

このサービスの利用料及びその他の費用は以下の通りです。

- ・利用料…要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので自己負担はありません。

(但し、介護サービス計画を受けることについて、予めお住まいの市町村に届け出ていない場合や、介護保険料の滞納により、法定代理受領ができなくなった場合は、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業者からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日お住まいの介護保険の窓口へ提出しますと、払い戻しを受けられます。)

居宅介護支援費に関する介護報酬の告示上の額は下記の通りです。

居宅介護支援費（Ⅰ）（1ヶ月につき）

【1人の介護支援専門員取扱件数が45件未満】ケアマネジャー1人の担当件数費用区分

要介護1又は2	10,860円	要介護3～5	14,110円
---------	---------	--------	---------

居宅介護支援費（Ⅱ）（1ヶ月につき）

【1人の介護支援専門員取扱件数が45件以上60件未満】

要介護1又は2	5,440円	要介護3～5	7,040円
---------	--------	--------	--------

居宅介護支援費（Ⅲ）（1ヶ月につき）

【1人の介護支援専門員取扱件数が60件以上】

要介護1又は2	3,260円	要介護3～5	4,220円
---------	--------	--------	--------

○居宅介護支援事業所の体制及び運営に対して評価された支援費

特定事業所加算（Ⅰ）	5,190円/月
特定事業所加算（Ⅱ）	4,210円/月
特定事業所加算（Ⅲ）	3,230円/月
特定事業所加算（A）	1,140円/月

次の要件を満たすことにより特定事業所加算を算定します。

- ・常勤の主任介護支援専門員を配置している。
- ・常勤の介護支援専門員を3名以上配置している。
- ・利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に行う。
- ・24時間連絡体制を確保しかつ必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。
- ・居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けてない。
- ・利用者数が介護支援専門員1人当たり44名未満である。
- ・介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。
- ・地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る居宅支援を提供している。
- ・地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
- ・他の法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で事例検討会・研修会等を実施していること
- ・介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保している。

### ※運営基準減算

運営基準減算の場合、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、当初月は所定単位数の【100分の50】に相当する単位数を請求し、2月目以降は所定単位数は算定しない。

### ※特別地域加算

特別地域に所在する居宅介護支援事業所の介護支援専門員が居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の【100分の15】に相当する単位数を所定単位数に加算する。

### ※中山間地域等における小規模事業所への加算

中山間地域等に所在する小規模事業所の介護支援専門員が居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の【100分の10】に相当する単位数を所定単位数に加算する。

### ※中山間地域等に居住する者にサービスを提供した事業所への加算

居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、中山間地域等に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の【100分の5】に相当する単位数を所定単位数に加算する

※特定事業所集中減算

居宅サービス計画のうち、「訪問介護」、「通所介護」、「地域密着型通所介護」、「福祉用具貸与」が位置付けられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、訪問介護サービス等それぞれについて、最もその紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算した結果、いずれかについて80%を超えた場合には、1月につき【200単位】を所定単位数から減算する。

※高齢者虐待防止措置未実施減算 【100分の1】に相当する単位数を減算する。

※業務継続計画未策定減算 【100分の1】に相当する単位数を減算する。

令和7年3月31日までは、減算は適用されない。

※サービス割合の説明

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について、利用者に説明を行う(別紙参照)とともに、介護サービス情報公表制度において公表する。

1. 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
2. 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

○初回時の支援に対する支援費

初回加算 3,000円/月

初回(新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合)の居宅介護支援費に加算します。

○居宅介護支援事業所と関係機関等との連携に関する支援費

入院時情報連携加算(Ⅰ) 2,500円/月

利用者が病院又は診療所に入院した日に入院先の病院又は診療所の職員に対して必要な情報を提供した場合に加算します。

入院時情報連携加算(Ⅱ) 2,000円/月

利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合に加算します。

退院・退所加算

病院、施設等の退院又は退所に当たって病院、施設等の職員と面談を行い必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成しサービス利用に関する調整を行った場合に加算します。

退院・退所加算(Ⅰ)イ.カンファレンス以外の方法により1回受けている 4,500円/月

退院・退所加算(Ⅰ)ロ.カンファレンスにより1回受けている 6,000円/月

退院・退所加算(Ⅱ)イ.カンファレンス以外の方法により2回受けている 6,000円/月

退院・退所加算(Ⅱ)ロ.2回受けておりうち1回以上はカンファレンスによること 7,500円/月

退院・退所加算(Ⅲ)3回以上受けておりうち1回以上はカンファレンスによること 9,000円/月

緊急時等居宅カンファレンス加算 2,000円/回

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合1月に2回を限度として加算します。

ターミナルケアマネジメント加算 4,000円

利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し主治医等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援をした場合に加算します。

通院時情報連携加算 500円

利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合に算定する。

## 9. 計画書等の交付

居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類が必要な場合は、いつでも交付しますので、お申出下さい。

## 10. 個人情報の取り扱い

ケアプラン業務では主治医、サービス提供事業所等との情報提供や担当者会議等において個人の情報を利用します。利用者の個人情報の保護は個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り事業所が得た個人情報を取り扱いは利用目的以外には原則行わないものとし情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ます。

### 11. 介護サービス情報の公表

事業所の運営規程、重要事項、介護支援専門員の勤務体制等の概要を提供し利用者又はその代理人が利用を選択するための資料として活用できるように情報を公表します。

### 12. 事故発生時の対応及び損害賠償

①事業者、介護支援専門員又は従業者が、居宅介護支援を提供する上で事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、利用者の後見人、身元引受人等関係者、市町村、県（所轄の県民局）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故が生じた際には、その原因を解明し、再発の防止のための対策を講じます。事業所に連絡するとともに、利用者の主治医又は医療関係者への連絡を行い、医師の指示に従います。

②前項の場合において、事故が発生した場合は、当事業者はすみやかに利用者の損害を賠償します。ただし、当事業者に故意過失がない場合にはこの限りではありません。

③前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。

### 13. オンラインツール等を活用した会議の開催

利用者又はその家族の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスをテレビ電話装置等（オンラインツール）を活用して行うことができるものとする。その際、個人情報の適切な取扱いに留意します。

### 14. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会3ヵ月1回開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

③介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

### 15. 利用者の人権の擁護、虐待の発生等へのかつ適切な対応

①虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定居宅介護支援事業所は当該通報の手続きが迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。

②事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を3ヵ月1回開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。

③事業所における虐待防止のための指針を整備します。

④介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を年2回実施します。

## 16. 身体拘束の禁止について

利用者の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件をすべて満たしている場合、緊急やむを得ないと認めます。また、緊急やむを得ない場合に身体拘束を行う際には、施設全体で判断し、利用者本人や家族に対して十分説明し、理解を求め、身体拘束に関する記録を作成します。

## 17. ハラスメント対策の強化

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、すべての介護サービス事業者に、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組んでいます。

## 18. 業務継続計画に向けた取組の強化

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

①事業所における業務継続計画の対策を検討する委員会3ヵ月1回開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。

②介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。

③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 19. ご利用事業所の職員体制

管理者	常勤	伴藤 雅子
介護支援専門員	常勤	伴藤 雅子
介護支援専門員	常勤	石川 則子

## 20. 営業時間

営業日	月～金
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
休業日	※お盆8月13日～8月15日 ※年末年始12月30日～翌年1月3日 ※祝祭日

## 21. 苦情申し立て窓口

相談窓口	医療法人 宏仁会 介護支援センター むつみの園 指定居宅介護支援事業所 管理者 伴藤 雅子 (0866)42-2767
行政窓口	保険者 (住居登録の市町村役場の介護保険係) 高梁市 (0866-21-0299) 井原市 (0866-62-9519)
その他	岡山県国民保険団体連合会 (岡山市桑田町11-6) (086)223-8811

- ・円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は、苦情主訴者から詳しい事情を聞くとともに、担当者及びサービス事業者に事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果及び具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得を得られるよう努めます。

- ・サービス事業者に対する苦情対応方針等

サービス事業者による苦情対応状況を正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き止め、改善に向けた対応がなされるよう、サービス事業者との十分な話し合い等を実施します。また、その後も必要に応じサービス事業者を訪問し、よりよいサービス提供が図れるようにします。

## 2.2. 緊急時の対応

利用者の主治医又は事業所の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。

利用者の主治医	氏 名	
	所属医療機関の名称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
緊急連絡先	氏 名	医療法人宏仁会 まつうらクリニック
	住 所	岡山県高梁市成羽町下原1004-1
	電 話 番 号	(0866) 42-2315
	昼 間 の 連 絡 先	(0866) 42-2315
	夜 間 の 連 絡 先	(0866) 42-2315

- ・サービス事業者からご利用者の身体状況の急変等、緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い適切に対応します。

## 2.3. 秘密保持

指定居宅支援事業所の介護支援専門員その他の従事者は、就業中・退職後も正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。

## 2.4. その他

個人情報保護法を遵守し、守秘義務を守り職員の教育研修を通じ啓発により意識の改革を図る。

- この規程は令和6年4月1日から施行する。
- この規程は令和5年4月1日から施行する。
- この規程は令和3年4月1日から施行する。
- この規程は平成30年4月1日から施行する。
- この規程は平成27年4月1日から施行する。
- この規程は平成26年4月1日から施行する。
- この規程は平成25年7月11日から施行する。
- この規程は平成24年10月1日から施行する。
- この規程は平成24年4月1日から施行する。
- この規程は平成21年10月1日から施行する。
- この規程は平成21年4月1日から施行する。
- この規程は平成20年3月21日から施行する。
- この規程は平成19年10月1日から施行する。
- この規程は平成19年7月1日から施行する。
- この規程は平成19年4月1日から施行する。
- この規程は平成19年2月20日から施行する。
- この規程は平成18年4月1日から施行する。
- この規程は平成17年4月1日から施行する。



令和 年 月 日

(乙) 当事業者は、甲 1 に対する指定居宅介護支援事業の提供開始に当たり、甲 1  
甲 2

に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

(乙)

事業者 医療法人 宏仁会  
理事長 松浦 隆彦 印

指定居宅介護支援事業所

事業所名 介護支援センター むつみの園  
主たる事務所所在地 岡山県高梁市成羽町下原 1 0 0 4 - 1  
説明者 職名 介護支援専門員  
氏 名 印

(甲) 私は、本書面に基づいて乙から上記重要な事項の説明を受けました。  
私は、指定居宅介護支援事業の提供開始に同意します。

(甲 1) 利用者 住 所 岡山県  
氏 名 印

(甲 2) 利用者の家族 住 所  
氏 名 印